

規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十七号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は」を「（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。第十一条において同じ。）又は」に改め、「開発行為（）」の下に「当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び」を、「ものを除く」の下に「。第十一条において同じ」を加える。

第十一条中「（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）」を削る。

様式第四号及び様式第五号の二中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第十号及び様式第十号の三中「工事種別」を「工事種別」に改める。

様式第十九号を次のように改める。

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県都市計画法に基づく発行為等の手続に関する規則様式第十九号による身分証明書は、改正後の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則様式第十九号による身分証明書とみなす。